

第 5 1 5 回（定例）福崎町議会会議録

令和 6 年 9 月 2 7 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 6 年 9 月 2 7 日、第 5 1 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	松 岡 秀 人
4 番	大 塚 記美代	1 1 番	城 谷 英 之
5 番	吉 高 平 記	1 2 番	富 田 昭 市
6 番	植 岡 茂 和	1 3 番	三 輪 一 朝
7 番	宇 崎 壽 幸	1 4 番	前 川 裕 量

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長 尾 崎 吉 晴	副 町 長 近 藤 博 之
教 育 長 高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者 福 永 聡
技 監 津 田 知 宏	会 計 管 理 者 福 永 知 美
住 民 生 活 課 長 山 本 克 典	総 務 課 長 岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長 蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長 岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長 成 田 邦 造	ほ け ん 年 金 課 長 西 村 由 紀 子
福 祉 課 長 小 幡 伸 一	農 林 振 興 課 長 吉 田 利 彦
ま ち づ く り 課 長 山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長 橋 本 繁 樹
町 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 大 塚 謙 一	社 会 教 育 課 長 木 ノ 本 雅 佳

○議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 追加日程 追加議案の上程、討論・採決
- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決

- 追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣
第 6 閉会中の継続調査申出

開 議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

- 議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をしていただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

- 議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
9月10日の本議会2日目において、議案12件が委員会に付託され、慎重審査がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、事務局に決算審査特別委員会の審査報告書を朗読させます。
(主事朗読)
- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
決算審査特別委員会、三輪委員長。
- 三輪決算審査 決算審査特別委員会から報告をさせていただきます。
- 特別委員長 当委員会は9月10日の本会議において設置され、互選により私、三輪が委員長に、副委員長に城谷英之議員が選出され、付託された議案第45号から議案51号までの計7議案について、慎重に審査を行いました。
審査結果は、事務局朗読のとおりですが、委員会は、現地視察を含めて、9月11日、12日、13日及び17日の4日間開催し、令和5年度一般会計のほか、各特別会計、各企業会計の決算について審査し、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定しました。
以下、議案ごとの審査の際に出された主な質疑を報告させていただき、補足説明とさせていただきます。
まず、議案第45号、令和5年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定です。
歳入では、「不用額の発生量と予算編成の在り方に係る評価はどうか」との質

疑があり、「不用額の発生は、予算総額の2.4%となる2億3,800万円です。予算編成の仕組み上、1月で閉鎖し、2月・3月の見込みが明確でない事業などもあって、ある程度の予算上の余裕を持つ必要があることから、大き過ぎるという判断をしております」との答弁がありました。

次に、「住宅新築貸付金の償還が長期化しているが、抜本的な対応を行う認識は」との質疑があり、「償還が中断した場合は、財産状況を調査するとともに、債権放棄も視野を含めた検討も進めたい」との答弁がありました。

次に、「法人税収の減額要因は」との質疑があり、「法人税税割の減少は、急激な円安の影響で原材料の高騰で収益が悪化した企業が多いこと、また、均等割の増減は資本金、従業員数の変動が要因です」との答弁がありました。

次に歳出です。

「文珠荘浴槽の瑕疵担保による水漏れ改修工事は」との質疑があり、「昨年10月の完工後検査では合格しましたが、今年4月から水漏れが発生しました。設計は問題がなく、設計どおりの工事で完成していたが、結果として水漏れが生じ、瑕疵担保が相当と理解しています」との答弁がありました。

次に、「高齢者肺炎球菌予防接種で70歳以上の方に5歳ごとの接種勧奨方策を実施しては」との質疑があり、「65歳の接種後5年経過者に接種勧奨はがきで案内しています。今後は、10年後、15年後の接種勧奨の方法を検討します」との答弁がありました。

次に、「下水道事業会計出資金について、農業集落排水に関して、基準外繰出の取決め内容は」との質疑があり、「下水道事業損益の収支バランスを取るため、一般会計からの7,300万円については、元金償還金の額が減価償却費の額を上回る額を下水道事業会計との覚書により支出しています」との答弁がありました。

次に、「農業集落排水は統合の方向ですが、農業集落排水への繰出金は何年頃まで続く予定なのか」との質疑があり、「農業集落排水の公共下水道に統合後は、農林水産業費への繰出金はありませんが、その分、公共下水道では一般会計から繰出金が継続します」との答弁がありました。

次に、「耕作放棄地への町のアプローチはどうか」との質疑があり、「集落が各個人の土地の管理に関与できない状況です。町の耕作放棄地等を解消するための支援策は、不作付地の補助金、耕作放棄地を解消する補助金にとどまります」との答弁がありました。

次に、「調整池浚渫工事費が2年間事業になった理由はどうか」との質疑があり、「西部工業団地のA調整池で西治の農事用ため池を兼ねています。ため池利用には泥の浚渫が必要ですが、泥の処分額が非常に高額になるため、泥を干して脱水したことで、2か年事業となりました」との答弁がありました。

次に、「中小商業者応援券で、利用期間を8月1日から3か月間としていたが、事業者の売上げと消費者の利便性向上の観点から、利用期間の変更が可能なのか」との質疑があり、「令和5年度は県の補助金のため、利用期間は3か月以内でした。令和6年度は県の補助金がなく、県の制限はないため、商工会にできるだけ早く前倒しするよう要請します」との答弁がありました。

次にですが、「姫路市に支払う中播消防署運営に係る消防事務委託料の算定基準はどうか」との質疑があり、「姫路市と神崎郡3町の人口による人口按分のほか、消防署職員数による按分では、姫路市消防局の職員数を分母とし、中播消防署に常駐している職員の人数を分子とする按分などで算出しています」との答弁がありました。

次に、「消火栓は製造年次等によって形、蓋、開け方などが異なるが、消火栓の蓋の開けやすいものへの統合の方向性、計画はどうか」との質疑があり、「町内の消火栓は、1,000基以上ある上に、集落内に複数種類の消火栓があるため、全部統一するとなると、財政的にも非常に大きな負担となることもあって、統合は進んでいません。消火栓の種類と開け方について、消防団や自治会を通じて住民への周知徹底を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、「不登校指導員の配置先は」との質疑があり、「令和5年度の配置は八千種小学校に1名、田原小学校に1名です。令和6年度は福崎小学校、福崎西中学校、福崎東中学校のそれぞれに1名、計3名で、田原小学校には巡回方式の体制です。八千種小学校と高岡小学校は兼務で巡回方式の体制です。不登校の児童生徒の現況は、学級担任を含めて家庭訪問を中心に、健康面も含めて把握しています。不登校児童生徒の健康診断は養護教諭が担当し、行けない児童生徒には、養護教諭からも特別なアプローチを行い、健康診断を実施しています」との答弁がありました。

次に、「いじめ対策はどうか」との質疑があり、「いじめは一過性のものが多く、児童生徒に指導すれば理解して改めている状況です。教員にはいじめの研修を行い、資質向上に努めています。また、いじめについて情報共有は基本的には月1回実施し、事案があればその都度対応しています」との答弁がありました。

次に、「民家の軒先に110番の家の旗が掲示されているが、空き家、昼間留守の家があるので、110番の家の設定を再検討したらどうか」との質疑があり、「現況を確認するなどの対応から取り組みます」との答弁がありました。

次に、「令和5年度の公債費現在高103億円に対する地方交付税算入はどうか」との質疑があり、「令和5年度末現在高103億円に対し、交付税算入が63億6,400万円で61%です」との答弁がありました。

次に、「福崎町の厳しい財政構造の状況と改善見込みはどうか」との質疑があり、「近年赤字決算が続いています。令和元年度までの収支均衡から大きく変化し、令和元年度に比べ、歳出全体は6億4,000万円ほど増加しています。内訳は、令和2年度開始の会計年度任用職員制度が始まったことなどにより、人件費が2億3,000万円増加、くれさかクリーンセンターが、令和4年度からごみの中継施設とし、姫路市の処理施設で処理していることで、ごみ処理費が2億円増加。公債費は、駅周辺整備事業や学校施設改修事業等の元利償還の増加により、1億5,000万円増加。一方、歳入では、地方交付税・譲与税交付金の増加などで3億4,000万円の増加となっており、歳入と歳出の差引きでは、令和元年度に比べて3億円収入が不足しています。令和10年度稼働の北部行政事務組合の新ごみ処理施設では、ごみの中継はしないものの、くれさかの中継施設化以前のごみ処理コストと比較すると大幅に上昇するものと考えられます」との答弁がありました。

次に、「公債費のピークはいつか」との質疑があり、「中播消防署の建て替え、神崎郡次期ごみ処理施設建設などにより、令和10年度で起債残高は120億円程度となって、大きな事業がないと仮定すると、若干下がる見込みです。しかし、今後の道路整備、学校施設整備などの投資的経費も必要ですので、当面の間は厳しい財政状況が継続します」との答弁がありました。

「環境保全基金の考え方はどうか」との質疑があり、「この基金は、環境保全に対する施設整備に対して使うものです。近年は環境保全施設を整備していませんので、使っていない状況となります。行政改革で、基金の有効活用では、

利息のみ活用できる果実運用型基金もあって、見直しを図ります」との答弁がありました。

次に議案第４６号、令和５年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定では、質疑はありませんでした。

次に、議案第４７号、令和５年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定では、「マイナンバーカードが保険証と一体化されるが、後期高齢者でマイナンバーカードの未取得者数は把握しているか」との質疑があり、「後期高齢者でマイナンバーカード未取得者は把握していないが、後期高齢者でマイナンバーカードを取得し、保険証の登録者数は、令和６年度６月末で、福崎町では６０．８％、１，９２２人です」との答弁がありました。

次に、議案第４８号、令和５年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定では、「ふくろうの会の参加人数１，０００人とした高めの目標設定の理由はどうか」との質疑があり、「福崎町では６５歳以上の高齢者は５，０００人以上ですので、介護予防活動に参加いただきたいという意味も含めて、高めの目標設定にしています」との答弁がありました。

次に、議案第４９号、令和５年度福崎町水道事業会計決算認定では、「内部留保資金は利益剰余金の中でどれだけか」との質疑があり、「利益剰余金は５億７，７００万円で、全て内部留保資金です。このほか、損益勘定留保資金４億１，０００万円、消費税の資本的収支調整額は全て使用しており、０円です」との答弁がありました。

次に、「水道料金の値上げ見直しはどうか」との質疑があり、「今後も給水人口が減って収益が減少する見直しの中で、水道事業ビジョンの中間見直しでは、損益計算書において赤字発生が３年早まって、令和６年度決算からとなる見込みです。赤字になってもすぐ値上げではなく、保有している留保資金を活用しながら、料金改定はできるだけ遅らせる方向です」との答弁がありました。

次に、「八反田水管橋の工事におけるこれまでの過程で、工事費が大きく上下したのはなぜか」との質疑があり、「令和５年１２月時点では６億４，０００万円でしたが、非常に高額のために設計を見直し、水管橋の手すりを両側から片方に変更し、５，０００万円の削減、このほか、橋梁の橋脚部分の基準を見直し、６億４，０００万円から５億１，０００万円となったものです。工事の安全性を確保しながら、少しでも経費を削減し、最終的な予定価格としました」との答弁がありました。

次に、「県水の受水単価と町の単価との差異はどうか。また、今後の県との受水契約はどうか」との質疑があり、「福崎町が１ｍ^３当たり１２２円です。県水が約１５０円ですので、２８円ほど県水が上回っています。令和６年度からの県との４年間の受水契約は、１ｍ^３当たり１４３円で７円程度下がっています」との答弁がありました。

次に、「水道の水質管理と検査の回数、箇所数、結果状況はどうか」との質疑があり、「原水は福田、井ノ口の両水源で年１回、３９項目を検査しています。上水は町内４か所の給水の末端で毎月９項目を検査しています。ほか、年に１回、５１項目の検査を行っています。いずれも結果に問題はなく、基準値以下で推移しています」との答弁がありました。

次に、「消防団の消火栓利用から地下配管の径を記した図面の配布が可能か」との質疑があり、「図面があまりにも大きいため、小分けすると枚数が膨大になります。また、基本的に５０ミリ径の管に消火栓を設置しておらず、７５ミリ径に消火栓を設置しているため、一定の水量が供給できます」との答弁があ

りました。

次に、議案第50号、令和5年度福崎町工業用水道事業会計決算認定では、「新町工水水源地の非常用発電機的能力はどうか」との質疑があり、「能力は125キロボルトアンペアで送水ポンプ1台の運転が可能です」との答弁がありました。

次に、「工水の第1水源地は事実上休止状態だが、今後の在り方についてどうか」との質疑があり、「第1水源地は、西谷川からの水利権を持っていることから、何かあったときのために残します」との答弁がありました。

次に、議案第51号、令和5年度福崎町下水道事業会計決算認定では、「未処分利益剰余金を資本に組み入れる意義はどうか」との質疑があり、「未処分利益剰余金には使用済みのものと未使用のものが存在するため、使用済みのものを資本金に組み入れました」との答弁がありました。

次に、「川すそ雨水幹線工事（その13）に係る資材価格特別調査とは何か」との質疑があり、「工事費用の積算に使用するコンクリート製品の価格調査です。資材価格合計が1,000万円以上の場合には価格調査を行い、積算に用いなければならない基準があるためです」との答弁がありました。

現地視察ですが、第1体育館球技室床張替工事、直谷川第2雨水幹線工事（その2）（その3）及び公園施設整備工事（その3）の3か所を視察いたしました。

これらの審査を経まして、冒頭に述べましたとおり、採決の結果、各議案とも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告といたします。

議長 決算審査特別委員長から説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。次、総務文教常任委員会の審査報告書を事務局に朗読をさせます。

（主事朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告します。

常任委員長 委員会を9月18日に開催し、付託されました議案1件について慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、原案を可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより、議案審査での質疑応答について、一部補足説明いたします。

議案第55号、令和6年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について補足します。

複数の委員から、文言の適格性について質疑がありました。質疑応答の結果、企画財政課が修正することになったところを報告します。

まず1つ目は、議案の30ページ、常備消防費の補償費における、物件移転補償費を物件補償費に修正します。

2つ目は、議案説明資料の4ページ、全国消防操法大会に関わる壮行会費用の出席者、手土産代を記念品代に修正することになりました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長 総務文教常任委員長から説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読をさせます。
(主事朗読)
- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
- 小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会からの審査報告をさせていただきます。
- 常任委員長 委員会に付託された4議案について、9月19日委員会を開催をいたしました。その経過、結果は、報告書のとおりであります。
要旨を幾つか紹介して報告とさせていただきます。
議案第52号は、手話言語条例の制定で、福崎町で手話を言語として保障し、町民生活におけるコミュニケーションツールとして発展させ、全ての町民が安心して暮らせるまちを目指そうとしております。質疑では、「役場窓口をはじめ、手話通訳者の配置、あるいは災害時の避難所などでの対応、教育関係や、企業などでの対応等について」の質疑がありました。理念だけに終わらせず、具体的な取組を日程に上らせていくことが必要との認識に到達をいたしました。
議案第53号は、地域包括支援センターに関する条例改正であります。法の改正に伴うものでありまして、センターの職員配置の柔軟化等です。福崎町では影響を受けないとの説明がありました。質疑では、現在の福崎町の状況確認がありました。
議案第54号は、国民健康保険条例の一部改正であります。12月2日からの保険証交付廃止の法改正に伴うものであります。手続や町内医療機関などの対応状況、カードの更新や資格確認書の質疑がありました。対応できるよう努めていくということであります。
議案第56号は、令和6年度介護保険の補正予算で、過年度分の精算による返還で質疑はありませんでした。
審査の結果、付託議案全てについて、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
以上です。
- 議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

- 議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
- 小林民生まちづくり 議会開会中の調査報告をいたします。
- 常任委員長 1番目は公害防止協定に基づく協議でありまして、3件ありました。片山特殊工業株式会社、株式会社マンダム、大地化成株式会社からの申請であります。内容は資料のとおりでございます。委員会は申請のとおり了承をいたしました。

2つ目は、上下水道課からの報告です。東部工業団地、渋谷工業株式会社敷地内の暗渠排水管の取扱いについてであります。法面に公園側からの暗渠排水管が埋設してありましたが、法面も売却となっております。その際、暗渠排水管のことを失念しており、工事の中で判明、その取扱いを渋谷工業株式会社と覚書で交わすということであります。その案は、配付のとおりでございます。

以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は討論・採決であります。

なお、採決について松岡議員におかれましては、体調不良のため、挙手による意思表示を認めたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号、令和5年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第45号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第45号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第46号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第46号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第47号、令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４７号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第４７号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第４８号、令和５年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４８号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第４８号について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第４９号、令和５年度福崎町水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４９号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第４９号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第５０号、令和５年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５０号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５０号については、原案のとおり認定することに決定いたしま

した。

次、議案第５１号、令和５年度福崎町下水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５１号について、本案に対する決算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立多数）

議長 起立多数であります。
よって、議案第５１号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第５２号、福崎町手話言語条例の制定について討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５２号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第５２号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第５３号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５３号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議長 起立全員であります。
よって、議案第５３号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第５４号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５４号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、

原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第５５号、令和６年度福崎町一般会計補正予算（第２号）について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５５号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５５号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第５６号、令和６年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５６号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５６号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。

本日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、議案第５７号、物品購入契約について（新型コロナワクチン購入（単価契約））を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第５７号、物品購入契約について（新型コロナワクチン購入（単価契約））を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第５７号について、町長の提案の説明を求めます。

町 長 先ほどは当初に提案いたしました議案につきまして、全て可決していただきま

してありがとうございます。

さて、今回追加で提案させていただきますのは、議案第57号、物品購入契約について（新型コロナワクチン購入（単価契約））でございます。

新型コロナワクチン購入について、指名競争入札を行った結果、契約の相手方が決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま町長から追加議案に対する概要の説明が終わりました。

これから詳細なる説明を求めてまいります。

議案第57号、物品購入契約について（新型コロナワクチン購入（単価契約））について、詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第57号、物品購入契約（新型コロナワクチン購入（単価契約））について、ご説明申し上げます。

9月19日に指名競争入札を執行いたしました新型コロナワクチン購入に係る物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する予定価格1,500万円以上の動産の買入れに該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案をご覧ください。

契約の目的は新型コロナワクチン購入（単価契約）です。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は単価11万9,339円（税込）です。契約の相手方は、姫路市南車崎一丁目7番3号、株式会社メディセオ姫路支店、支店長、新井崇弘氏です。

議案第57号資料をご覧ください。

右側に入札結果表をお示ししております。なお入札結果表につきましては、各社、単価掛ける予定数量を記載するようにしております。

続いて資料の左側をご覧ください。事業の概要です。

新型コロナウイルス予防接種が令和6年4月から定期接種B類疾病に位置づけられたため、町内医療機関に接種を委託する分についてワクチンを購入するものです。

今回の定期接種用のワクチンは8月中旬に薬事承認されたものになります。

対象者は65歳以上の人及び60歳から64歳で心臓などに障がいのある人で、接種時期は令和6年10月中旬から令和7年3月31日までを予定しています。各自で予約を取っていただき、医療機関で個別に接種をしてもらいます。接種は1回だけになります。

接種見込み数は65歳以上の約4割の接種を見込みまして、合計で2,300人分を予定しています。町内医療機関で接種見込みの方のうちファイザー社製を接種される方を2,000人分と見込んでいます。

品名等については記載のとおりで、ファイザー社分は1箱10本入りのため、予定数量200箱で2,000人分としております。

以上で説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

議案第57号、物品購入契約について（新型コロナワクチン購入（単価契約））について、質疑はありませんか。

5番 説明資料のほうで、使用ワクチンが3社以上の分類があつて、それぞれ見込み

数があるんですけども、この数量はどのようにして算出されたんでしょうか。

ほけん年金課長 まずモデルナ分っていうものを最初に考えておりまして、これは5人分が瓶に入っているようなものになります。施設で集団的に接種されるような場合に使っていただけるかなというふうに想定をしております、その施設に入所されている方の人数からおおむね190人分という数字を出しております。

第一三共社の分等についてはちょっと見込みが分かりませんが、少し希望があるんじゃないかということで10人分とさせていただきまして、残りをファイザー社製というふうな見込みにしました。

5 番 操作性というんか、注射したりする場合に、モデルナ社が瓶ということで、ファイザー社のほうが接種しやすいという何か利便性があるんでしょうか。その上で、ファイザー社の人数が圧倒的に多く、モデルナ社は施設専用を想定されてるんでしょうか。

ほけん年金課長 ファイザー社の分は1人に対して、1本というか1本で1人ずつ、1本ずつ打っていけるということで、医療機関でいつ患者さんが来られるか分からないような状況でも、1人ずつ打っていけるというところで、ファイザー社を医療機関としても希望される可能性が高いんじゃないかというふうな思いです。

5 番 了解です。

議 長 ほかがございますか。

4 番 この物品はもう購入ですか。もし余ったりとか足りなかったりしたら、どのように対応するんでしょうか。

ほけん年金課長 あくまで今は予定の数量ということにしておりまして、要望に応じて数量は変化していきますし、それに応えていきたいと思います。

4 番 期限が3月31日までですけど、余ったら返品とかもできるんでしょうか。

ほけん年金課長 ファイザー社の分につきましては、返品は可能ということで、その数量はここには含んでおりません。モデルナは1瓶が5人分ですので、もしかしたらロスが出るかもしれないというふうな思いはあります。

4 番 分かりました。

議 長 ほかがございますか。

8 番 2点お伺いしたいと思います。

まずこの入札の件ですが、これ指名競争入札でしたんでしょうか。

ほけん年金課長 はい、指名競争入札です。

8 番 名称を見ると町内の方が1局あると思うんですが、これは町内に間違いありませんか。

ほけん年金課長 はい、町内で間違いありません。

8 番 町内には他にもこうした薬局等薬剤扱うところがあるのではないかと思います。ですが、これ町内で1社ということになっておるのはどういう理由によるものんでしょうか。

ほけん年金課長 医療用薬品として業者登録している中から、これまでワクチン等で保健センターのほうへ納入実績のある業者として6社を選定しております。

8 番 物品のところに登録しておるような業者はほかにはなかったんですか、町内で。

ほけん年金課長 町内でもほかにはございますが、ワクチンの納入実績がないということです。

8 番 できればですね、町内も対象にするなら考えておくべきこともあるのではないかと思いますので質問をいたしました。

それから単価契約ということになっておるんですが、これは結果として総額が上下するという、そういう意味を込めての単価契約の承認なんんでしょうか。

ほけん年金課長 予定数量はあくまで予定ということで実績に応じて総額いきますか、支払い

額は、最終的には変更になります。

議 長 よろしいでしょうか。

8 番 こういう形の契約承認ということも、これは合法の範囲ということで問題ないわけですね。いや実はこれ、あまりこういう形式の契約見なかったもので確認をしております。

ほけん年金課長 単価契約にはなるんですけども、予定の総額が1,500万円以上になる見込みであると。そういう場合には議会の議決が必要になってくるという条例、また地方自治法のほうにもそういう規定がありまして、今のところはこの金額で1,500万円を超えるので、議決をお願いしたいという趣旨でございます。

8 番 再確認ですが、この議会に議決に付すべきということになると、1,500万円以上ということになるんですが、総額を書かずに単価、11万9,339円というですね、こういう契約も可能なんですかということを知っている。ちょっと今初めてというふうに近い、この議案提出ですので。

総務課長 単価契約というものは、あらかじめ数量を確定することができないことにより、金額を確定しないものということで、これについて単価の契約を主目的として地方自治法上認められたものでございます。ただし、契約金額の総額を定めて予定数量を設定して、総額を定めて契約を締結すべきであり、その段階でその総額により議会の議決の可否を判断することが必要というふうにされているものでございます。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

議案第57号、物品購入契約について（新型コロナワクチン購入（単価契約））につきましても、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、議案第57号、物品購入契約について（新型コロナワクチン購入（単価契約））について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、配付しております資料のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第6 閉会中の継続調査申出

議長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。

各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。

それぞれの申出のとおり許可することに決定として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれの申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、第515回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

本定例会を閉会することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、第515回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、9月6日に招集され、本日まで22日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において各議員から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、尾崎町長から挨拶をいただきます。

町議長 第515回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

9月6日から本日までの22日間という期間にわたって、本定例会を開催していただきました。

本定例会には、令和5年度の決算認定のほか、手話言語条例の制定や一般会計補正予算、加えて新型コロナワクチン購入の追加議案など、重要な議案を提案させていただきましたが、それぞれの議案について慎重に審議をしていただき、全て賛同いただけたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、先日は中学校の体育大会が多くのご来賓のご臨席の下で、ほぼコロナ以前の形で開催されました。議員各位におかれましても、何かとご多用の中、ご臨席を賜り、声援を送っていただき、誠にありがとうございました。お天気にも恵まれ、子どもたちにとっても思い出に残る体育大会になったと思います。

また、今週の9月22日には、第2回全国手話ダンス甲子園決勝大会をエルデホールで開催いたしました。私は挨拶の中で、福崎町手話言語条例案を9月議会

に提案していることを報告させていただきました。本日議決をいただきましたことを大変うれしく思っています。この条例にふさわしい、誰にも優しい共生のまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

昨日は齋藤兵庫県知事が記者会見をされ、失職を選択した上で、出直し選挙に立候補する旨を表明されました。齋藤知事が重い決断をされたんだと思いますが、一日も早い兵庫県政の正常化を願っています。

ここに来て、日ごとに秋の気配が強まってまいりました。議員各位にはどうかご自愛なさっていただき、引き続きご活躍されますことを願いまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議

長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時37分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 1 1 月

福崎町議会議長 前 川 裕 量

福崎町議会議員 石 川 治

福崎町議会議員 宇 崎 壽 幸